

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）①

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
議案審査結果報告について	3
請願・陳情審査結果報告について	3
委員会提出議案について	4
(1) 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書	4
(2) 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書	4
本会議の日程について	5
令和8年度予算要求について	5
申し合わせ事項の改訂について	6
杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）について	7
(1) パブリックコメントの実施結果及び対応について	7
(2) 検察庁協議の結果について	7
杉並区議会会議規則の改正（案）について	8

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年10月15日（水）午前9時30分～午前9時46分							
場 所	第3・4委員会室							
出席理事 （8名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき		
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳		
	理 事	中 村	康 弘	理 事	奥 山	たえこ		
	理 事	田 中	朝 子	理 事	安 斉	あきら		
欠 席 理 事	（なし）							
理事以外の 出席議員	議 長	木 梨	もりよし	副 議 長	川原口	宏 之		
出席理事者	（なし）							
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉	誠 吾	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘		
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 会 法 務 係 長	武 士	清 亮		
	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男	担 当 書 記	橘 川	敦 江		
	担 当 書 記	森	菜穂子					

(午前 9時30分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、奥山理事が欠席しております。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、8月29日、9月9日、24日の1回目、24日の2回目の4回分について、事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《議案審査結果報告について》

脇坂理事 次に、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和7年第3回定例会委員会付託議案審査結果でございます。

総務財政委員会、議案第64号、第66号、第68号、以上3議案については原案を可決すべきものと決定。

区民生活委員会、議案第67号、以上1議案については原案を可決すべきものと決定。

保健福祉委員会、議案第63号、以上1議案については原案を可決すべきものと決定。

決算特別委員会、認定第1号から第4号、以上4件については決算を認定すべきものと決定。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、本会議において議案審査報告書を御確認願います。

ただいま奥山理事が出席をされました。

《請願・陳情審査結果報告について》

脇坂理事 次に、請願・陳情審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。令和7年第3回定例会委員会付託請願・陳情審査結果でございます。

総務財政委員会、7請願第1号、7請願第2号、以上の請願については採択すべきも

のと決定。

区民生活委員会、7陳情第21号、以上の陳情については採択すべきものと決定。

都市環境委員会、7陳情第14号、以上の陳情については不採択とすべきものと決定。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、本会議において請願・陳情審査報告書を御確認願います。

《委員会提出議案について》

(1) 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

脇坂理事 次に、委員会提出議案についてです。

初めに、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。先ほど請願・陳情審査結果報告において説明のとおり、7請願第1号及び7請願第2号の2件について、総務財政委員会で請願が採択すべきものとされたことに伴い、委員会提出議案第1号固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書を提出するものでございます。

意見書の内容は、資料3のとおりです。朗読は省略させていただきます。

なお、委員会提出議案のため、会議規則第32条第2項の規定に基づき、付託省略となります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 この件につきましては、本日の本会議に提出されます。

なお、説明のとおり付託省略となりますので、御了承願います。

(2) 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書

脇坂理事 次に、地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。先ほど請願・陳情審査結果報告において説明のとおり、7陳情第21号について、区民生活委員会で陳情が採択すべきものとされたことに伴い、委員会提出議案第2号地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を

提出するものでございます。

意見書の内容は、資料４のとおりです。朗読は省略させていただきます。

なお、委員会提出議案のため、会議規則第32条第２項の規定に基づき、付託省略となります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 この件につきましても、本日の本会議に提出されます。

なお、説明のとおり付託省略となりますので、御了承願います。

《本会議の日程について》

脇坂理事 次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 この後、午後１時から本会議を開会。会議録署名議員は２０番酒井まさえ議員、２７番中村康弘議員。日程は、各委員会の議案審査結果報告、採決。各委員会の請願・陳情審査結果報告、採決。委員会提出議案第１号の上程、提案説明、採決。委員会提出議案第２号の上程、提案説明、採決。閉会中の継続審査、継続調査。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおりですので、よろしくをお願いします。

《令和８年度予算要求について》

脇坂理事 次に、令和８年度予算要求について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 ８月に各会派からいただいた議会費に関する予算要望については、今年度中に対応するものや予算要求になじまないものなどを精査し、議長、副議長において協議した結果、９月９日の議運理事会で合意が得られた議会配信に関する費用を予算要求することとなりました。

資料５を御覧ください。令和８年度予算要求に関する資料でございます。

令和８年度予算の概要は、１に記載のとおりでございます。

２には、令和８年度に要求する予算のうち、新規項目や大きく変更した項目を記載しており、その内容について説明させていただきます。

１項目め、委員会室用の机の購入は、購入から３０年以上が経過し、劣化が著しい第

3・第4委員会室用の机の買換えに伴うもので、予算額1,332万円余。委員会室の備品入替は、令和6年度に第3・第4委員会室の椅子、7年度に第1、第2委員会室の椅子、そして3か年目の8年度に机の購入ということで計画立てて進めています。

なお、第1、第2委員会室の机については、固定式であり、比較的損傷が少ない状態であるため、当面、現在のものを使用していきます。

2項目め、議会配信は、先日の理事会において常任・特別委員会の録画配信を行うことについて合意が得られたため、所要の経費を計上するものでございます。映像配信に要する費用は合計2,560万円、このうち常任・特別委員会の配信に関わる追加費用は893万円余でございます。

3項目め、インターネット環境の向上等は、今夏、ICT活用推進検討委員会で行ったLINE WORKS・SideBooksの活用評価アンケートにおいて、65%の議員が接続不安定や速度の遅れなどによるインターネット環境の不具合を感じたことがあると回答したことを踏まえ、Wi-Fiアクセスポイントの更新費用や保守期限を迎えるルーターの更新費用として計155万円余を計上しています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおりとなりますので、よろしくお願いします。

《申し合わせ事項の改訂について》

脇坂理事 次に、申し合わせ事項の改訂について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 9月9日の議運理事会において、委員会の配信について御協議いただき、常任・特別委員会とも録画配信を行うことで意見がまとまりました。特別委員会の録画配信を行うためには、申し合わせ事項の改訂が必要なため、改訂案を作成しました。

資料6を御覧ください。1は、改訂の概要です。2行目後半に記載のとおり、必要経費は令和8年度当初予算で要求することとし、当初予算が議決された場合は、令和8年4月1日以降に開催する委員会から適用します。なお、予算が認められなかった場合は、認められた時点で運用を開始します。

2は、申し合わせ事項の改訂案です。運用の変更については、(1)を「本会議、常任委員会及び特別委員会は、録画配信を行う。」と改訂し、既存の(3)に記載された内容は削除しています。また、本項目の改訂に合わせ、表題及び(2)について資料に記載のとおり文言の整理を行いました。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この後開催の議会運営委員会で決定いたしますので、よろしくお願いいたします。

《杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）について》

(1) パブリックコメントの実施結果及び対応について

脇坂理事 次に、杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）についてです。

初めに、パブリックコメントの実施結果及び対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料7を御覧ください。本条例について、本年8月1日から9月1日まで区議会ホームページ、区議会だより等を用い、パブリックコメントを実施しました。その結果、メールによる個人の方1名から1項目について御意見がありました。

提出された御意見の概要は、項目3の表に記載のとおりでございます。条例上の「及び」、「並びに」といった用語の使い方に関し、個人情報保護制度の根拠法令となる個人情報の保護に関する法律、区の執行機関の条例及び区議会の条例は3つとも並列となるように規定すべきではないか等との意見がありました。

右の欄に意見に対する考え方の案をお示ししています。個人情報保護法が地方議会を原則適用対象外としていることを踏まえ、執行機関での根拠法令となる法律及び区の執行機関の条例の2つと区議会での根拠法令となる区議会の条例とを分けて規定している旨を記載しています。

なお、提出された意見による条例案の修正はなしとしています。

この対応でよろしければ、この後開催の議会運営委員会で御承認いただいた後、意見の概要及び考え方を区議会ホームページにて公表することといたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件については、この後の議会運営委員会において諮ることといたします。

(2) 検察庁協議の結果について

脇坂理事 次に、検察庁協議の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 本条例は罰則を伴うものとなっているため、東京地方検察庁との事前協議を進めてきたところでございますが、本年８月25日付で内容に異存なしと判断したことから、協議を終了する旨の連絡があったため、御報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいまの説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《杉並区議会会議規則の改正（案）について》

脇坂理事 次に、杉並区議会会議規則の改正（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 個人情報の保護に関する条例は、第４回定例会に提案する予定で手続を進めているところですが、本条例を制定した場合は、会議規則の別表第２に規定している情報公開推進委員会が不要となるため、これを削除する改正を行う予定です。

本改正を行うに当たり、その他改正が必要と思われる条文がないか、会議規則全体を見直した結果、今後の議会運営に支障を来しかねないと思われる箇所が認められたため、併せて改正してはいかがかと考え、資料を作成しました。

資料８を御覧ください。会議規則の改正案について概要をまとめた資料です。また、別紙として、改正案の新旧対照表を配付していますので、併せて御覧ください。

資料１点目は、協議または調整を行うための場についてでございます。個人情報の保護に関する条例を制定した場合は、情報公開決定について、審査請求があった場合の諮問先を杉並区情報公開・個人情報保護審査会に改めることとなります。これに伴い、別表第２から情報公開推進委員会を削除するものでございます。

資料２点目は、事件及び動議の撤回等についてです。現行の会議規則第15条第１項では、議題となった事件及び動議を撤回し、または訂正しようとする際の手続が規定されています。動議の訂正は考えられないものであり、訂正した場合は、動議を撤回し、内容を変更の上、新たに提出すべきものと解されていますが、現行の会議規則では、動議の訂正が認められるような規定となっているため、文言の修正を行うものです。また、議題となる前の事件等についての手続を規定していないため、併せて文言の追加及び整理を行う案でございます。

改正内容は別紙のとおりです。第１項については、事件と動議の記載を分け、動議に

については、撤回しようとする際の手続のみを規定し、併せて議題となる前の手続を追加するほか、所要の規定の整備を行うものです。

資料３点目は、ふだん参照することが少ない規定ですが、資格決定要求書の提出等についてです。現行の会議規則第95条には、地方自治法第127条第１項の規定により、議員の被選挙権の有無について議会の決定を求めようとする議員が行う手続が、第103条には、被選挙権の有無を決定したときの手続が規定されています。地方自治法の条文は資料裏面に記載していますが、法第127条第１項には、下線部のとおり、被選挙権の有無または法第92条の２の規定、いわゆる議員の兼業禁止規定に該当するかどうかは議会がこれを決定すると規定されています。現行の会議規則には、被選挙権の有無について議会の決定を求めようとする際の手続は明記されているものの、法第92条の２に関わる規定がないため、追加する案でございます。

改正内容は別紙のとおりです。第95条及び第103条の規定の対象にそれぞれ法第92条の２の規定に該当するかどうかの議会の決定を求めようとする議員を追加するものです。

別紙の裏面を御覧ください。附則について、１点目の改正は個人情報の保護に関する条例の施行日と合わせ令和８年４月１日から、２点目及び３点目の改正は公布の日からの施行としています。

以上の内容で改正を行ってよいかどうか、特に２点目及び３点目について各会派の御意見を伺い、合意された箇所の改正に向けて手続を進めていきたいと考えています。

ちょっと長くなりましたが、説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。——そういたしましたら、ただいま説明があった内容で改正を行ってよいかどうか、次回以降に各会派の意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

（午前 ９時４６分 閉会）